阿南市ＵＩＪターン促進事業補助金申請の手引き

申請に際し、次の点に該当するかどうか確認の上、手続きを行ってください。

（補助対象事業者）

要綱第２条における補助対象事業者は、阿南市内に本社を有し、役員・家族従業員・労働基準法第２１条に規定のある従業員を除いて５人以上の従業員を雇用の上、阿南市内で操業する事業者を対象としております。

（算定対象者）

要綱第３条における、「算定対象者」について、

1. ハローワーク阿南において就職斡旋（専用求人、一般求人を問いません）を受けた者。
2. 住所要件として市外より阿南市に採用日より遡って３か月以内もしくは採用日以降に転入届を提出し、転入届出日以後１２か月以上引き続いて阿南市に住民票を有し、申請日時点も阿南市に住民票を有することが必要です。

なお、平成３１年４月１日より前に転入届を提出した者は対象外です。

（例）



1. 雇用要件として正規採用日以後、１２か月以上継続して勤務し、申請日時点も雇用状態にあることが必要です。

なお、試用期間や有期の契約状態で採用されている期間は算定期間といたしません。

1. 申請日の時点で５０歳以上の方は算定対象者とはなりません。
2. 雇用保険法及び厚生年金保険法に基づく被保険者である者
3. 上記のすべての要件を満たしていませんと申請はできません。特に⑵と⑶の要件については注意してください。
4. なお、上記要件を満たした年度に申請を行ったものの、予算枠を超えて申請があり、担当課の意向により次年度に申請をずらして行っていただく場合には、⑵及び⑷の要件についてはこの限りではありません。

　（申請について）

1. 補助金については予算の枠内で、先着順の受付となります（令和２年度は４名の予定）。
2. 申請につきましては、算定要件を満たしていればあれば令和２年４月１日以降、いつでも申請できます。
3. なお、支払計画の作成上、

補助金の申請を予定している企業におきましては、早めに企業振興課まで電話またはメールにて

　・申請時期

　・対象人数　　をお知らせください。

1. 連絡のない場合でも申請は可能ですが、予算の枠内での支払になりますので、申請状況によりましては、申請を次年度にしていただく場合もございます。
2. 申請時に必要な書類

　　１　申請書

　　２　雇用証明書（申請日の日付で証明されたもの。様式はハローワークに提出する採用証明書に準じたものであれば問いません。）

　　３　採用者の住民票（申請日の日付記載のもの。）

　　４　ハローワークへの求人票（控　コピー可）、ハローワークよりの紹介状（コピー可）

　　５　採用者が雇用保険・社会保険に加入していることがわかる書類の写し

６　賃金台帳の写し

７　補助金振込先登録申請書（すでに市役所に債権者登録のある振込先に振り込む場合は不要）

なお、算定対象者が２名以上の場合には上記２～６については算定対象者各々に必要となります。

（補助金の支払いについて）

1. 必要書類

１　実績報告書

２　正式雇用日から補助金申請日までの出勤簿またはタイムカードの写し

３　雇用主が市税の滞納のない証明書（申請年度内直近のもの。法人の場合は法人分、個人経営の場合は代表者の証明書を添付してください。）

４　交付指令書の写し（申請後、郵送されます）

なお、算定対象者が２名以上の場合には上記２については算定対象者各々に必要となります。

1. 書類不備などなければおおむね1か月以内に指定の口座に振り込みさせていただきます。